

香川県報



第 28 号

平成 15 年

4月11日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

告示

- 町及び字の区域に編入する旨の届出 (自治振興課) 一
- 地方自治法の規定による包括外部監査契約の締結 (行政企画課) 二
- 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 三
- 道路の供用開始 (二件) (道路保全課) 四
- 道路の区域変更 (二件) (港 湾 課) 五
- 公有水面埋立工事の竣功認可 (都市計画課) 六
- 都市計画事業の認可

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民参画課) 六
- 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 (経営支援課) 七
- 土地改良区の役員の就任の届出 (土地改良課) 七
- 土地改良事業の認可 (二件) () 七
- 土地改良事業の同意 (二件) () 七
- 土地改良事業計画変更の認可 () 八
- 土地改良区の定款の変更の認可 () 八
- 土地改良区の役員の退任の届出 () 八
- 土地改良事業に係る換地処分届出 () 八
- 基本測量の実施の通知 (土木監理課) (住宅課) 九
- 宅地建物取引業法の規定による聴聞の実施 (住宅課) 九

正誤

○平成十五年三月二十八日（香川県報第九〇一六号）香川県告示第百六十九号

九

中訂正

告示

香川県告示第二百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十五年四月十二日から編入する旨、満濃町長から届出があった。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
仲多度郡満濃町大字長尾字大浦	仲多度郡満濃町大字長尾字浦山二二二〇の一の一部及びこの区域に隣接する道路・水路である町有地の全部
仲多度郡満濃町大字長尾字浦山	仲多度郡満濃町大字長尾字大浦二二二四の一から二二二四の三までの各一部、二二二五の一部及びこれらの区域に介在する道路・水路である町有地の全部
仲多度郡満濃町大字長尾字北山	仲多度郡満濃町大字長尾字南山二二六四から二二六六まで、二二六七から二二六九までの各一部、二二七〇、二二七一の一、二二七一の二、二二七二の一、二二七三から二二七六まで、二二七七から二二八〇までの各一部、二二八一の一の一部、二二八一の二の一部、二二八三の一部、二二〇二の一から二二〇二の三までの各一部、二二〇三から二二〇五までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部並びに二二六四及び二二六六に隣接する水路である国有地の全部
仲多度郡満濃町大字長尾字南山	仲多度郡満濃町大字長尾字新古二七三二の二三三、二七三二の四四三から二七三二の四四五まで

●香川県告示第二百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
 なお、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面は、香川県総務部行政企画課において閲覧に供する。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十五年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用、執務費用及び実費による（ただし、一九、九五〇、〇〇〇円を上限とする金額とする。）。

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に一括して支払うものとする。

四 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 榎本 浩

住所 高松市栗林町二丁目三番九号

●香川県告示第二百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号 三七六〇一 九〇一一〇	事業所の名称 及び所在地 指定訪問看護ステーション ヨンあすか高松 高松市伏石町一二三〇 一	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地 株式会社アイ・ディー ・エム 代表取締役 阪本幸子 高松市桜町一丁目三六 一番地四	指定年月日 平成十五年 四月一日	サービスの 種類 訪問看護
---------------------------------	---	--	------------------------	---------------------

三七七〇一 〇二二三八	アシストジャパン訪問 看護ステーション香川 丸亀市今津町七四九番 地一四	有限会社アシストジャ パン 代表取締役 高橋誠 愛媛県松山市久米窪田 町一六四番地三	〃	〃
三七七〇一 〇二二四六	セントラル介護サビー ス 高松市亀井町四番地一 二	有限会社おかだ不動産 代表取締役 岡田義弘 高松市屋島西町二三〇 二番地九	〃	訪問介護
三七七〇一 〇二二五三	阿部内科クリニック 「デイケアあべ」 高松市観光町五三四番 地二	医療法人社団阿部内科 クリニック 理事長 阿部勝海 高松市観光町五三四番 地二	〃	通所リハ ビリテー ション
三七七〇一 〇二二六一	有限会社ゆうあい車椅 子 高松市上天神町四三四	有限会社ゆうあい車椅 子 代表取締役 山本静雄 高松市上天神町四三四	〃	福祉用具 貸与
三七七〇四 〇二〇二二	悠久の里高松西 高松市飯田町一三三四 番地四	ジー・エイチ・ケイ有 限会社 代表取締役 平井宏一 高松市新北町二七番地 二〇号	〃	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇六 〇〇一二四	ヘルパーステーション ほがらか 普通寺市上吉田町五丁 目一―二三	香川医療生活協同組合 理事長 梶義照 高松市栗林町一丁目三 ―二四	〃	通所介護
三七七〇六 〇〇一三二	有限会社アミーゴ さぬき市志度二五三七	有限会社アミーゴ 取締役 高木智子 高松市栗林町二丁目一 四番一五―七〇二	〃	訪問介護
三七七〇六 〇〇一三二	訪問介護有情 さぬき市大川町田面七	医療法人社団陶山医院 理事長 陶山玄三	〃	〃

三三七〇七 〇〇〇一五	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会ひげた 東かがわ市引田九九一番地	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会 設立当初会長 久野耕市 東かがわ市湊一八〇九番地	〃	訪問介護 通所介護 居宅介護 支援
三三七〇七 〇〇〇二三	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会しろとり 東かがわ市湊一八〇九番地	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会 設立当初会長 久野耕市 東かがわ市湊一八〇九番地	〃	訪問介護 福祉用具 貸与 居宅介護 支援
三三七〇七 〇〇〇三一	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会おち 東かがわ市三本松一二九五番地一五	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会 設立当初会長 久野耕市 東かがわ市湊一八〇九番地	〃	訪問介護 訪問人浴 介護 通所介護 居宅介護 支援
三三七二一三 〇〇四〇一	ヘルパーステーション みき 木田郡三木町氷上一二二一	香川医療生活協同組合 理事長 梶義照 高松市栗林町一丁目三二四	〃	訪問介護
三三七二一三 〇〇四一九	痴呆性高齢者グループホームプレスマン 木田郡牟礼町大字原九三二番地一	医療法人社団光風会 理事長 海野信義 木田郡牟礼町大字原八八三番地一	〃	痴呆対応 型共同生活 介護
三三七一四 〇〇三四二	香川タクシー介護センター 香川郡香川町川東上一八一九番地三	有限会社香川タクシー 代表取締役 松岡保男 香川郡香川町川東上一八一九番地三	〃	訪問介護
三三七一四	デイサービス扇寿	社会福祉法人まほろば	〃	通所介護

〇〇三五九	香川郡香南町横井字田中四九二番地一	福祉会 理事長 渡邊朋之 香川郡香南町横井字田中四九二番地一	〃	訪問介護
三三七一五 〇〇六一二	訪問介護事業所アップル 綾歌郡国分寺町新名五二〇番地一	社会福祉法人椋会 理事長 高島敏史 綾歌郡国分寺町新名五二〇番地一	〃	訪問介護
三三七一六 〇〇六一〇	グループホームこんびら 仲多度郡琴平町一六七	医療法人圭良会 理事長 森伊津子 仲多度郡琴平町一六七	〃	痴呆対応 型共同生活 介護
三三七一七 〇〇八一六	そがわ医院介護支援センター 三豊郡豊中町下高野一〇九一	医療法人社団英迎会 理事長 十川秀夫 三豊郡豊中町下高野一〇九一	〃	訪問介護 居宅介護 支援

●香川県告示第二百二十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十五年四月十一日から同年五月二日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月十一日
香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
木田郡三木町大字井上字高野一〇番五地 先から	一〇・〇		平成六年香 川県告示第

木田郡三木町大字井上字高野八二一番一地区 先まで	一四・〇	七七五	百四十四号 で変更した 区域
-----------------------------	------	-----	----------------------

四 供用開始の期日 平成十五年四月十一日

●香川県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十五年四月十一日から同年五月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 多和三木線（一四八号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字井戸字檜木二〇九〇番一 地内	一〇・二 } 一〇・八	二五	平成三年香 川県告示第 九百四十七 号で変更し た区域

四 供用開始の期日 平成十五年四月十一日

●香川県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十五年四月十一日から同年五月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 観音寺池田線（五号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	五・七 } 一七・四	五二四	
観音寺市観音寺町字茂木甲五九〇 番二地先から 観音寺市観音寺町字茂木甲五二五 番地先まで	後	一三・〇 } 一七・四	五二四	地方特定道 路整備工事 による現道 拡幅

●香川県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十五年四月十一日から同年五月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 大浜仁尾線（二三四号）
- 三 道路の区域

変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の 浦一六七番一地从から 三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の 浦一三三番地先まで	三・八 } 一〇・〇	一二〇	道路改修事 業による現 道拡幅及び バイパス設 置

前		後	
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一三三番地先から	四・九	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一三三番地先から	九・五
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦三七一番一地主先まで	一三・七	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦三七二番一地主先まで	一六・〇
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦三七二番一地主先まで	一三・七	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一三三番地先から	九・四
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一六七番一地主先から	九・三	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一三三番地先から	九・四
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一三三番地先まで	一二・三	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦三七一番一地主先まで	一三・七
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一六七番一地主先から	九・三	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦三七一番一地主先まで	一三・七
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一三三番地先まで	一二・三	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦三七二番一地主先まで	一六・〇
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一六七番一地主先から	九・三	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一三三番地先から	九・四
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一三三番地先まで	一二・三	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦三七一番一地主先まで	一三・七
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一六七番一地主先から	九・三	三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦三七二番一地主先まで	一六・〇
三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦一三三番地先まで	一二・三		

●香川県告示第二百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、さぬき市役所において平成十五年四月十一日から十年間閲覧に供する。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十五年四月四日

●香川県告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條第一項の規定により都市計画事業を

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

さぬき市土地開発公社

さぬき市志度五三八五番地八

さぬき市土地開発公社理事長 長谷貞憲

三 埋立区域

1 位置

さぬき市津田町鶴羽字西代七三二番二に隣接する国有地から同町鶴羽字鶴部一五〇

三番二に至る地先公有水面

2 区域

三等三角点小野辺山（北緯三四度一七分五・六二八秒、東経一三四度一六分二二・六七七秒。以下「基点」という。）を基点とし、次の⑮の地点から⑰の地点を順次直線で結んだ線、⑲の地点と⑮―⑰の地点を直線で結んだ線及び⑮―⑰の地点から三五五度三六分三七秒、三八七・五〇メートルの地点を中心とする半径三八七・五〇メートルの円で⑮―⑰の地点と⑮の地点を結ぶ南側の円弧により囲まれた区域

⑮の地点 基点から二一七度三四分四秒 七二四・四八メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三〇度四九分〇八秒 六六・二〇メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から三〇度四九分〇八秒 六〇・〇〇メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から三〇度四九分〇八秒 四〇・〇〇メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一二〇度四九分〇八秒 七〇・〇〇メートルの地点

⑮―⑰の地点 ⑲の地点から三〇〇度四九分〇八秒 九九・三七メートルの地点

3 面積

三、四二八・二〇平方メートル

四 免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成四年十二月十日

2 免許番号

四港 A 第五〇号

認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

観音寺市

二 都市計画事業の種類及び名称

観音寺都市計画道路事業 三・四・一八号 中央七間橋線

三 事業施行期間

平成十五年四月十一日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 香川県観音寺市観音寺町字下柳及び字白浜地内

公 告

●香川県公告第二百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年五月三十一日まで縦覧に供する。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年三月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 インキュベーション・ネットワーク・システム香川

春田 敬司

高松市観光通一丁目一番地一六号

三 定款に記載された目的

この法人は新規事業を起こそうとする個人・事業所、または、将来起業化しようとする

えている方に対して、起業家を醸成するセミナー等の開催や事業化情報の提供を通じ、創業マインドを持った人材を多く社会から輩出するための活動や、まちづくり・環境保全等の視点に立脚した新規事業の支援を行い、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

●香川県公告第二百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

常磐ティッシュ株式会社

高松市室新町九八六番地

株式会社常磐企画

高松市花ノ宮町三丁目一番四三号

桂商事株式会社

高松市室新町一九四三番地三

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

アニマート

高松市花ノ宮町三丁目一一

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一〇、〇二四平方メートル

変更後 八、四九八平方メートル

4 変更年月日

平成十五年三月二十四日

二 届出年月日

平成十五年三月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課
高松市役所産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年四月十一日（金曜日）から同年八月十一日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十五年八月十一日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市役所産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第二百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川用水土地改良区から役員就任について次のとおり届出があつた。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住所	就任年月日

理事 小林 寛 木田郡三木町大字井戸四二〇八番地 平成一五、三、二五

●香川県公告第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、東下福家地区共同施行が土地改良事業（農道整備事業（単独県費補助土地改良事業）東下福家地区）を行うことについて平成十五年三月二十八日認可した。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、観音寺市一ノ谷池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業高樋地区）を行うことについて平成十五年三月三十一日認可した。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、綾南町が土地改良事業（かんがい排水事業（基盤整備促進事業）陶地区）を行うことについて平成十五年三月二十日同意した。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、綾上町が土地改良事業（区画整理事業（基盤整備促進事業）遠郷地区）を行うことについて平成十五年三月二十八日同意した。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、善通寺市土地改良区が土地改良事業（かんがい排水事業（基

盤整備促進事業) 室ノ辻地区) 計画を変更することについて平成十五年三月二十八日認可した。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、坂出市川津町土地改良区の定款の変更を平成十五年二月二十八日認可した。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、満濃池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 川合 恒雄 善通寺市大麻町八七一番地 平成一五、二、二六

●香川県公告第二百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、満濃町土地改良区から平成十五年四月一日土地改良事業(区画整理事業(基盤整備促進事業)天神地区(第三工区))の換地処分をした旨届出があった。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百四十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間

平成十五年四月十一日から平成十六年三月二十日まで

三 作業地域

高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市

小豆郡 内海町 土庄町 池田町

木田郡 三木町 牟礼町 庵治町

香川郡 塩江町 香川町 香南町 直島町

綾歌郡 綾上町 綾南町 国分寺町 綾歌町 飯山町 宇多津町

仲多度郡 琴南町 満濃町 琴平町 多度津町 仲南町

三豊郡 高瀬町 山本町 三野町 大野原町 豊中町 詫間町 仁尾町 豊浜町 財田町

●香川県公告第二百四十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成十五年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 聴聞期日

平成十五年四月二十三日(水) 午前十時

二 聴聞場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階第一会議室

三 被聴聞者

- 1 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社丸二産業
池浦 聖智
高松市勅使町一五四番地一
- 2 免許証番号
香川県知事(一一)第一一四三号

正 誤

平成十五年三月二十八日(香川県報第九〇一六号)香川県告示第百六十九号中訂正

二〇ページ	
上段	
正	誤
昭和三十五年香川県告示第千三百二二号(農地法第三条第二項第五号等の面積の指定)	昭和四十五年香川県告示第千三百二二号(農地法第三条第二項第五号等の面積の指定)

平成十五年四月十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています